

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 90 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 船級符号への付記

-2.及び-3.を次のように改める。

-2. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶に対し、「*Nitrogen Oxides Emission-Tier III*」（略号：NOx-III）を船級符号に付記する。なお、8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置、二元燃料機関又はガス専焼機関を使用する船舶に対しては、搭載される装置／機関に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、(1)及び(2)の装置を備える機関並びに(3)及び(4)の機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

- (1) 鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(1)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(1)の適用を受けた選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：
Selective Catalytic Reduction（略号：SCR）
- (2) 鋼船規則 D 編 2.1.1-5.又は高速船規則 9 編 2.1.1-4.の適用を受けた排ガス再循環装置を使用するもの：
Exhaust Gas Recirculation（略号：EGR）
- (3) 鋼船規則 N 編 16.1 及び 16.7 又は鋼船規則 GF 編 1.1.3-1.(20)の適用を受けた二元燃料機関を使用するもの：
Dual Fuel Engine（略号：DFE）
- (4) 鋼船規則 GF 編 1.1.3-1.(20)の適用を受けたガス専焼機関を使用するもの：
Gas-only Engine（略号：GOE）

-3. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、次の(1)及び又は(2)を搭載し、8 編 1.2.2-1.(1)(c)又は同編 2.2-1.(3)に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、「*Sulphur Oxides*」（略号：SOx）を船級符号に付記する。なお、搭載される設備／装置に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、(1)の燃料並びに(1)の燃料を使用する機関及び(2)の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

- (1) 鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定する低引火点燃料を使用するための設備であって、鋼船規則 N 編 16 章又は鋼船規則 GF 編の適用を受けた設備：
Low Flash-point Fuel（略号：LFF）
- (2) 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(2)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(2)の適用を受けた装置：
Exhaust Gas Cleaning System（略号：EGCS）
- ~~3. 登録規則 2.1.3 2.に基づいて、8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、鋼船規則 D 編 1.3.1-10.(2)又は高速船規則 9 編 1.2.1-11.(2)の適用を受けたものを備える船舶に対し、「Exhaust Gas Cleaning System」（略号：EGCS）を船級符号に付記する。~~

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に引き渡しが行われる船舶以外の船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日以降に引き渡しが行われる船舶以外の船舶に適用することができる。

2 編 検 査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 構造及び設備の検査*

-5.を次のように改める。

-5. 総トン数 400 トン以上の船舶、すべての海洋資源掘削船及びその他のプラットフォームからの大気汚染防止のための設備に対して、次に掲げる項目の検査を行う。ただし、**(3) ~~(d)iii~~(a)**を除く。)の検査については、すべての船舶について行う。

(1)及び(2)は省略)

(3) 窒素酸化物

8 編 2.1の規定が適用されるすべての個別のディーゼル機関に対して NO_x テクニカルコードに従い行う次に掲げる確認、試験、審査及び検査等。ただし、~~NO_x テクニカルコードに従い発行された EIAPP 証書及び NO_x テクニカルコードに従い承認された原動機取扱手引書又はこれらと同等と認められるものを有するものの場合には、本**(3)**（次の~~(d)iii~~及び iv)を除く。）の確認、試験、審査及び検査等を省略することができる。~~

~~(a) 放出量確認~~

- ~~i) 窒素酸化物放出量が 8 編 2.1.2-1.の許容限度以下であることを、8 編 2.1.2-2.(2)(a)に掲げる試験台における試験方法（以下、本**(3)**において「試験台における試験方法」という。）により確認する。~~
- ~~ii) 原動機ファミリー又は原動機グループに属するディーゼル機関であって、当該原動機ファミリー又は原動機グループを代表する代表原動機の窒素酸化物放出量が 8 編 2.1.2-1.の許容限度以下であることが試験により確認されているもの場合には、前 i)に規定する試験は、省略することができる。~~
- ~~iii) 前 i)に関わらず、次の 1)及び 2)によることができる。~~
 - ~~1) ディーゼル機関の寸法、構造及び納期の都合により試験台における試験方法による確認を行うことが困難なものについては、ディーゼル機関製作者等、船主又は造船所からの申請により、次の~~(d)i~~によることとして差し支えない。~~
 - ~~2) 前 1)の規定は、個別のディーゼル機関又は代表原動機により代表される原動機グループに対して適用することができるが、原動機ファミリーには適用しない。~~
- ~~iv) 窒素酸化物低減装置を備えるディーゼル機関の場合には、次の 1)又は 2)による。~~
 - ~~1) 窒素酸化物低減装置をディーゼル機関の構成要素とみなし、当該装置~~

~~を取り付けた状態で試験を行う。ただし、技術的及び実用的な理由により当該装置を取り付けた状態で試験することが適当でなく前 **iii**(1) の規定が適用できないと本会が認める場合には、この限りではない。~~

- ~~2) 試験台における試験方法により窒素酸化物放出量が **8 編 2.1.2-1** の許容限度以下であることを示すことができなかったディーゼル機関に窒素酸化物低減装置を備える場合、当該装置を取り付けた状態で再び試験を行う。この場合の試験は、窒素酸化物低減装置の有効性が実証されている場合には、次の **(d)ii** に従い行うこととして差し支えない。~~

(b) 放出量確認時の部品の確認

~~前 **(a)** に掲げる確認に用いられたディーゼル機関及びその構成部品が原動機取扱手引書の記載内容から逸脱していないことを、**8 編 2.1.3-1(4)** に掲げるパラメータチェック法と同じ方法により確認する。なお、原動機ファミリー又は原動機グループに属するディーゼル機関であって代表原動機以外のものについては、ディーゼル機関製作者等により行われた同様の部品確認の記録により行うことができる。~~

(c) 原動機取扱手引書の審査

- ~~i) ディーゼル機関（前 **(a)iii**(1) 又は前 **(a)iv**(2) によるものを除く。）について、ディーゼル機関製作者等は、次の **(d)** の検査に先立って原動機取扱手引書を提出し、内容の審査を受けること。~~
~~ii) 前 **(a)iii**(1) 又は前 **(a)iv**(2) によるディーゼル機関について、ディーゼル機関製作者等は、次の **(d)** の検査の後に原動機取扱手引書を提出し、内容の審査を受けること。~~

(d) 船上における検査

- ~~i) 前 **(a)iii**(1) によるディーゼル機関について、窒素酸化物放出量が **8 編 2.1.2-1** の許容限度以下であることを、**8 編 2.1.2-2(2)(a)** に掲げる試験台における試験方法と同じ方法を用いて船上において確認する。~~
~~ii) 前 **(a)iv**(2) によるディーゼル機関について、窒素酸化物放出量が **8 編 2.1.2-1** の許容限度以下であることを、**8 編 2.1.2-2(2)(b)** に掲げる船上簡易計測法により船上において確認する。~~

iii(a) 前 ~~i~~ 及び ~~ii~~ に掲げるディーゼル機関以外の本会が必要と認めるディーゼル機関について、窒素酸化物放出量が **8 編 2.1.2-1** の許容限度以下であることを、承認された原動機取扱手引書に記載された方法により確認する。この方法は、**8 編 2.1.2-2(2)(b)** に掲げる船上簡易計測法又は **8 編 2.1.3-1(4)** に掲げるパラメータチェック法のいずれかとする。ここで、原動機ファミリー若しくは原動機グループに属するディーゼル機関又は同要目のシリンダが複数あって、本会が適当と認める場合には、検査の一部を省略することができる。ただし、この場合であっても、当該ディーゼル機関のうち少なくとも 1 台又は当該シリンダのうち少なくとも 1 本については検査を行う。なお、本会は、ディーゼル機関に装備される構成部品に対する検査を当該構成部品を代表する予備品に対する検査に代えることを認める場合がある。

iv(b) 前 ~~(a)i~~ において **NO_x テクニカルコード 2.2.5.1** に従い窒素酸化物低減装置を装備しない状態で **8 編 2.1.2-2(2)(a)** に掲げる試験台における試験方法による放出量確認を行ったディーゼル機関について、本会が適当と認める基準による船

上における検査を行う。
((4)及び(5)は省略)

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.1 の表題を次のように改める。

2.1.1 一般適用*

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 本 2.1 の規定が適用されるディーゼル機関は、船舶用原動機放出量確認等規則に従い交付された EIAPP 証書及び同規則に従い承認された原動機取扱手引書又はこれらと同等と認められるものを有するものでなければならない。

2.1.2 設備要件*

-2.(4)を次のように改める。

-2. 窒素酸化物放出量の計測及び算定は次によること。

((1)から(3)は省略)

(4) 窒素酸化物放出量及び許容限度の値は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出すること。

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿*

-1. 原動機取扱手引書

ディーゼル機関には、ディーゼル機関製作者等により作成され、次に掲げる事項を含む承認された原動機取扱手引書を備えなければならない。

((1)から(4)は省略)

(5) ~~2 編 2.1.3 5.(3)(a)に掲げる~~ NO_x テクニカルコード付録 V 第 2 節に従う試験の報告書の写し。 (NO_x テクニカルコード 2.2.4.1(a)iv)2)の規定により ~~(d)ii)に定める方法~~ 船上簡易計測法によって放出量の確認を行った場合であって、事前に試験台における試験を行った場合についてはこの結果も含む。)ただし、原動機ファミリー又は原動機グループに属するディーゼル機関の場合には、代表原動機に対する試験の報告書の写しとすることができる。

((6)から(8)は省略)

(9) 窒素酸化物低減装置を備える場合には、当該装置がディーゼル機関の構成部品として ~~不可欠なものであることの明示。~~

(10) 窒素酸化物低減方法としてアンモニア、尿素、蒸気、水、燃料油添加剤等を加える場合には、当該添加剤の消費量が窒素酸化物放出量を許容限度以下に維持する量と一致していることを容易に示すために 十分な資料の手段。

(11) その他本会が必要と認める情報。

-2. 機関パラメータ記録簿

ディーゼル機関には、~~2編 2.1.3 5.(3)(c)に掲げる審査より~~原動機取扱手引書の承認後に行われた調整、改造及びディーゼル機関の構成部品の交換を含む窒素酸化物放出量に影響を及ぼす可能性のあるすべての変更が記録された機関パラメータ記録簿を備えなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2018年6月29日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあったディーゼル機関にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(4)を次のように改める。

- (4) 「ディーゼル機関製作者等」とは、船舶用原動機放出量確認等規則 1.2.1(4)に規定する原動機製作者等をいう。~~ディーゼル機関製作者に加え，次に掲げる者をいう。~~
- ~~(a) ディーゼル機関（船舶に設置したものを除く。）を輸入する者。~~
 - ~~(b) 日本国外においてディーゼル機関を設置した船舶を輸入する者。~~
 - ~~(c) ディーゼル機関を製作することを業とする者以外であつてディーゼル機関を製作又は改造する者。~~

附 則（改正その 3）

1. この規則は，2018 年 6 月 29 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 42 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 42 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 構造及び設備の検査

(-1.から-4.は省略)

-5. 規則 2 編 2.1.3-5.(3)の適用上、用語の定義は、規則 8 編 1.1.2 による。

~~-6. 規則 2 編 2.1.3-5.(3)(a)に掲げる放出量確認は、ガス分析装置を用いて行うこと。~~

~~-7. 規則 2 編 2.1.3-5.(3)(a)i)の適用上、IMO 決議 MEPC.198(62)(その後の改正を含む。)、又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものによる。なお、本決議及び本決議から参照する NOx テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC にもよる。~~

-6. 規則 2 編 2.1.3-5.(3)(a)にいう「本会が必要と認めるディーゼル機関」とは、NOx テクニカルコード 2.2.4.1 又は 2.2.5.2 に従いそれぞれ試験台における試験方法と同じ方法を用いて船上において確認を行うディーゼル機関又は船上簡易計測法による放出量確認を行うディーゼル機関以外のディーゼル機関をいう。

~~-7. 規則 2 編 2.1.3-5.(3)(a)iii)にいう「本会が適当と認める場合」とは、検査を省略しようとするすべてのディーゼル機関又はシリンダが、検査を実施するものと同様の性能を有すると検査員が物理的な確認により判断する場合をいう。なお、予備品に対する検査は、予備品により代表される構成部品が承認された原動機取扱手引書に記載されたものである場合に限り、行うことができる。~~

~~-8. 規則 2 編 2.1.3-5.(3)(a)iv)(b)にいう「本会が適当と認める基準」とは、前 7.に規定する決議 IMO 決議 MEPC.291(71) (その後の改正を含む。)の附属書中第 7 節、又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものをいう。~~

~~-9. (省略)~~

~~-10. (省略)~~

~~-11. (省略)~~

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.1 の表題を次のように改める。

2.1.1 一般適用*

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 8 編 2.1.1-4.にいう「これらと同等と認められるもの」とは、日本国政府又は日本小型船舶検査機構により交付された EIAPP 証書及び承認された原動機取扱手引書をいう。

2.1.2 設備要件

-3.(2)を次のように改める。

-3. 規則 8 編 2.1.2-2.(2)にいう「本会が別に定める手順」とは、次によるものをいう。

(1) (省略)

(2) 船上簡易計測法

NO_x テクニカルコード 6.3 に従ったものであること。ただし、規則 2 編 2.1.3 5.(3)(a)iv)2)に定める確認を船上簡易計測法により行う場合には、NO_x テクニカルコード 6.3.11 にいう許容差は認められない。なお、NO_x テクニカルコード 5 章に定められる方法により行う場合には、(1)にも従うこと。

(3) (省略)

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 8 編 2.1.3-1.(11)にいう「その他本会が必要と認める情報」とは、例えば次の(1)から(3)をいう。

(1) 原動機が異なる運転モードを有する場合、モード間の変更の方法、異なる運転モードの選択及び運転モードの記録のための制御原理の詳細。

(2) 適用される場合、補助制御装置。

(3) 選択式触媒還元装置を備える原動機においては、IMO 決議 MEPC. 291(71)（その後の改正を含む。）の附属書第 3 節 3.2 に規定される情報。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあったディーゼル機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

2 編 検査

4 章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 を次のように改める。

4.1.2 検査

-1. ディーゼル機関に、規則 8 編 1.1.2(13)に定める主要な改造を行う場合の臨時検査においては、~~次のいずれかの方法により窒素酸化物放出量が規則 8 編 2.1.2-1.の許容限度以下にあることを確認する。規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、当該ディーゼル機関について、規則 2 編 2.1.3-5.(3)に従った検査を行う。~~

~~(1) 船上簡易計測法（承認された原動機取扱手引書に記載されたもの）~~

~~(2) 原動機グループに属するディーゼル機関については、当該原動機グループの承認のための試験台における試験~~

-2. ディーゼル機関に、規則 8 編 1.1.2(10)に定める原動機取扱手引書に含まれる承認及び文書化された許容範囲を超える調整又は改造をする場合の臨時検査においては、規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、~~前(1)もしくは(2)又は船上モニタリング法~~次の(1)から(3)のいずれかの方法により窒素酸化物放出量が規則 8 編 2.1.2-1.の許容限度以下にあることを確認する。

(1) 船上簡易計測法（承認された原動機取扱手引書に記載されたもの）

(2) 原動機グループに属するディーゼル機関については、当該原動機グループの承認のための試験台における試験との照合

(3) 船上モニタリング法

-3. 規則 8 編 2.1.1-3.の適合確認を行う場合の臨時検査においては、次の(1)又は(2)により、窒素酸化物放出量が規則 8 編表 8-1(a)から(c)のいずれかに示す許容限度以下にあることを確認する。

(1) 規制適合手法ファイルに指定される方法に従い、当該手法が適切に導入されていることを確認する。

(2) 規則 8 編 2.1.1-4.に適合することの確認に加え、規則 2 編 2.1.3-5.(3)に従って確認した検査を行う。

-4. （省略）

附 則（改正その2）

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。